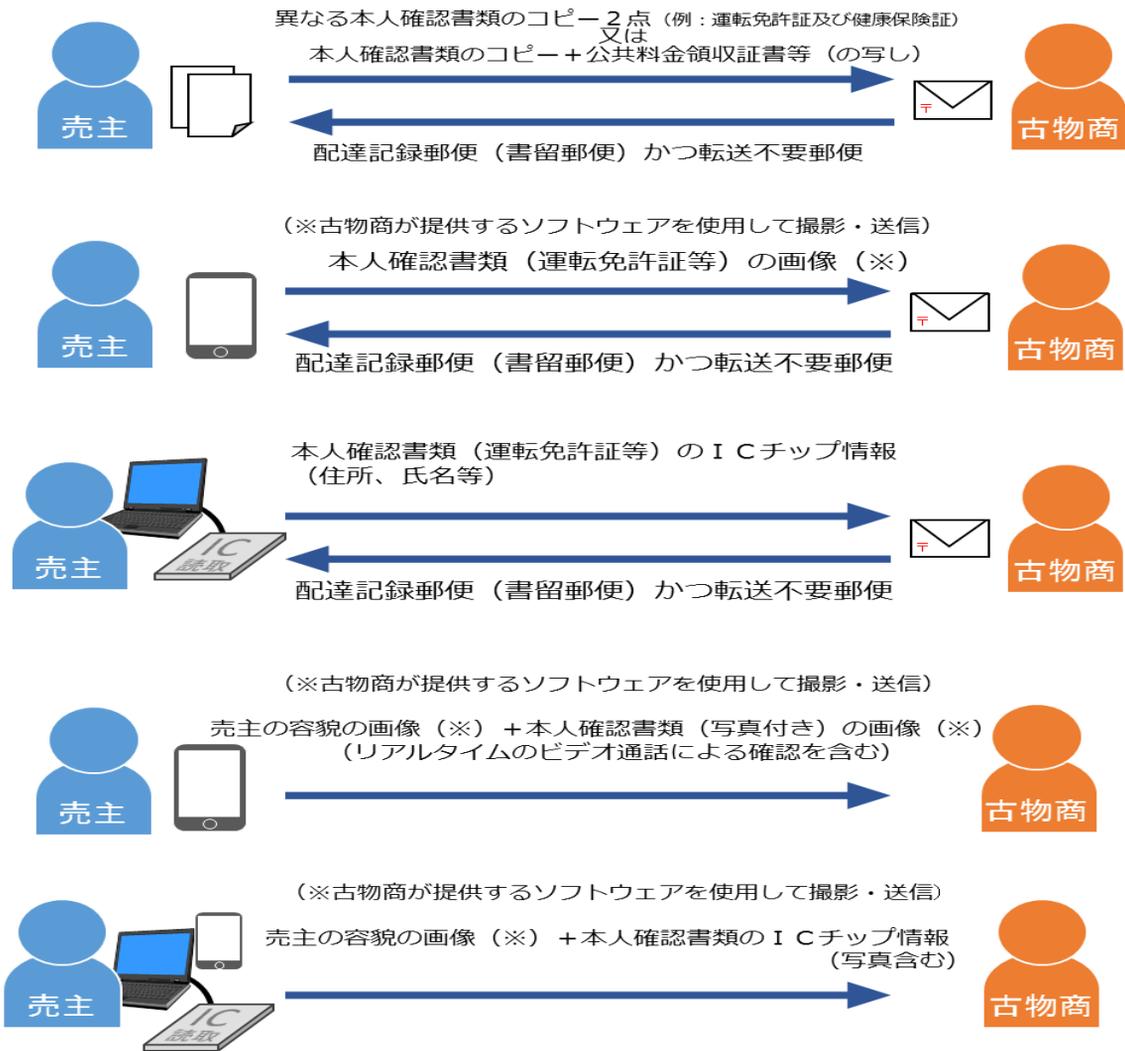


古物営業法施行規則の一部改正について

非対面取引における本人確認のための措置の追加

インターネット買取りなど相手方と対面しないで古物を買取る場合における相手方の確認方法として次の方法が追加されます。



帳簿の記載例の追加

施行規則別記様式第15号及び第16号に規定する帳簿の様式について、備考の記載例が追加されます。様式はこちら → [古物商用](#) [古物市場主用](#)

施行日

平成30年10月24日から施行されます。